

## 長浜北星高等学校と滋賀文教短期大学との連携協力に関する協定書

滋賀県立長浜北星高等学校（以下「甲」という。）と学校法人松翠学園滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る交流・連携及び地域人材の育成を図るため、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 高大連携に関する事。
- (2) 地域貢献に関する事。
- (3) 地域課題の解決に関する事。
- (4) 自己点検・評価に関する事。
- (5) 教職員の合同研修に関する事。
- (6) 施設・設備の使用に関する事。
- (7) 図書館の相互利用に関する事。

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から 2020 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日から 1か月前までに、甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

### （連携協議）

第4条 本協定を実効性のあるものにするため、甲及び乙は、年 1 回以上協力事項に関する協議を行うものとする。

### （協定の改廃）

第5条 本協定の改廃にあたっては、甲、乙協議のうえ行うものとする。

### （定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

2019年1月23日

甲 滋賀県長浜市地福寺町 3-72  
滋賀県立長浜北星高等学校 校長

杉澤和雄

乙 滋賀県長浜市田村町 335  
学校法人松翠学園  
滋賀文教短期大学 学長

スズキ博文